

監査報告書

社会福祉法人多摩福祉会

理事長 堀内 国光 殿

平成27年5月18日

監事

古谷 博


監事

赤沼 陽子


私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人多摩福祉会定款第11条並びに監事監査規程に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31までの平成26年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人多摩福祉会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、以下の各施設の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

法人本部、こぐま保育園、向山保育園、砧保育園、多摩市永山小学童クラブ、多摩市永山学童クラブ、多摩市貝取学童クラブ

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、及び財産目録は相互に金額が合致しているものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上